

金融検査マニュアル 新旧対照表

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト | 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト |
| I. ～II. (略) | I. ～II. (略) |
| III. 個別の問題 | III. 個別の問題 |
| 【検証ポイント】 ・金融機関経営の健全性を判断する基準として、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準が、銀行法第14条の2に規定されている。また、必要に応じて金融機関の経営の早期是正を促すよう、是正措置命令を迅速かつ適切に発動する基準が定められているところである。 | 【検証ポイント】 ・金融機関経営の健全性を判断する基準として、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準が、銀行法第14条の2に規定されている。また、必要に応じて金融機関の経営の早期是正を促すよう、是正措置命令を迅速かつ適切に発動する基準が定められているところである。 <u>加えて、国際統一基準適用金融機関に対しては、資本バッファ比率に基づく区分及びそれに応じた社外流出制限措置命令を迅速かつ適切に発動する基準が定められているところである。</u> |
| (略) | (略) |
| 1. 自己資本比率の算定の正確性 | 1. 自己資本比率の算定の正確性 |
| ①【自己資本比率の算定】 自己資本比率は、国際統一基準適用金融機関にあつては告示第2条又は第14条、国内基準適用金融機関にあつては告示第25条又は第37条の定めに従って算出されているか。(ただし、国内基準適用金融機関については、告示第27条又は第39条の定めに従って、マーケット・リスク相当額に係る額を参入しないことができる。) | ①【自己資本比率の算定】 自己資本比率は、国際統一基準適用金融機関にあつては告示第2条及び第2条の2又は第14条及び第14条の2、国内基準適用金融機関にあつては告示第25条又は第37条の定めに従って算出されているか。(ただし、国内基準適用金融機関については、告示第27条又は第39条の定めに従って、マーケット・リスク相当額に係る額を参入しないことができる。) |
| ② (略) | ② (略) |

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>③【自己資本の額】</p> <p>(i) 国際統一基準適用金融機関</p> <p>イ. 自己資本の普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第 5 条又は第 17 条の定めに従って算出されているか。</p> <p>ロ. ～ホ. (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>④～⑦ (略)</p> | <p>③【自己資本の額】</p> <p>(i) 国際統一基準適用金融機関</p> <p>イ. 自己資本の普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目及び調整項目の額にあつては、告示第 5 条又は第 17 条、資本バッファに係る普通株式等 Tier 1 資本の額にあつては、告示第 7 条の 2 又は第 19 条の 2 の定めに従って算出されているか。</p> <p>ロ. ～ホ. (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>④～⑦ (略)</p> |